

第 171 回奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年 5 月 22 日(水) 午前 9 時～午前 10 時 25 分

2. 場 所 奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 (39名)

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 備 造	3 番 石 原 敬 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	6 番 内 田 吉 彦	7 番 藤 原 功	8 番 松 原 武 雄
9 番 佐 伯 徳 明	10 番 若 槻 隆 季	11 番 濱 田 正 敏	12 番 山 内 博 文
13 番 宇 田 川 光 好	14 番 勝 部 定 次	15 番 藤 原 純 夫	16 番 森 山 富 夫
17 番 渡 部 光 義	18 番 藤 原 一 利	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫
21 番 若 槻 進	23 番 和 久 利 健	25 番 藤 原 力 夫	27 番 立 石 覚
28 番 藤 原 修	29 番 金 倉 弘 美	31 番 大 坂 茂	32 番 福 本 成 美
33 番 安 部 仁 司	34 番 嵐 谷 和 則	35 番 松 原 康 夫	36 番 岩 田 孝 史
37 番 若 槻 保	38 番 高 橋 政 伸	39 番 田 部 一 夫	40 番 中 林 孝
41 番 澤 井 浩 二	42 番 吉 田 貞 一	43 番 内 田 勝 幸	

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉 川 明 広

農業振興課 農政グループ 企画員 山 田 和 彦

5. 欠席委員(4名)

22番 植田委員 24番 岩田康男委員 26番 石原委員 30番 小池委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報 告 1 農用地の形状変更に関する届け出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について(5条)

議案第4号 農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

議案第6号 奥出雲農業振興地域整備計画の変更について

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	第171回奥出雲町農業委員会総会を行います。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日は全員出席でございます。よって、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、15番 藤原委員、16番 森山委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 第1号議案から第6号議案まで、順次行います。 報告第1号、「農用地の形状変更に関する届出について」を上程いたします。事務局は説明して下さい。
事務局	報告第1号、「農用地の形状変更に関する届出について、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和元年5月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、地目、登記簿 田、現況 畑、面積 3,079 m²、届出者氏名、○○○○、住所 ▲▲▲▲番地、形状変更の理由、現況、2枚の圃場を1枚に変更したい。 選定理由 近接工事現場の廃土処理と当該地整備の利便性が合致したため。工事計画は、R 元年 5 月 7 日～令和6年4月30日まで。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを上程いたします。
事務局	議案第1号、「農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。」令和元年5月22日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆、地目は登記簿、田、現況、山林、面積 509 m²他で、計 1,279 m²です。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由 昭和の半ばより農地として利用しておらず、現在山林化している。 申請地は■地区△△地内の農地です。現地調査につきましては、4月24日に■地区の5名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、山林化しており、農地への復旧は困難と思われます。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。38番 高橋委員
38番	38番高橋が補足説明させていただきます。○○さんでございますが、■から国道を□□方面に行きますと、△△△△がございす。その先の●●●●の先の橋を渡ったところが▲▲集落でございます。まっすぐ行きますと▲▲集落の集会所がございす。その近くにご自宅がございす。昭和30年代半ばごろから耕作しておらず、JRの線路のそばをずっと上がっていくようなところでして山の中腹あたりに田んぼがあります。以前は水量もかなりあったという事です。山内委員さんも一度だけそこへ上がって耕運機でおこしたことがあるという事です、それ以降は行っていないという事です。この度私も行ってみますと耕運機が入った道さえ今はもうないというようなところでございす。○○さんのご自宅は▲▲にございすますが現在は▽▽にお住まいでございす。とても作れるような状況ではないという事でございすのでよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。

議長	質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和元年5月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆、地目は登記簿 現況ともに畑、面積は62㎡外で計150㎡。権利種別、3条無償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番地、経営面積はご覧の通りです。 空き家付き農地の所有権移転です。先月の総会で承認いただいた、別段面積の該当農地について所有権移転を行うものです。平成31年4月23日付けで、別段面積の告示をしています。この案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、該当農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いいたします。 15番 藤原委員
15番	15番藤原がご説明いたします。先ほど局長が説明した通りでございます。先月の総会で●●の○○○○さんの畑150㎡を空き家バンク登録の下限面積として承認を頂いたところでございます。この度はこの畑を△△△△さんに無償譲渡の申請をするものでございます。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。3条の無償移転です。空き家バンク第1号でございます。 異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成に委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和元年5月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積10㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、転用目的 墓地、施設 墓地、転用理由は、現在の墓地は、山林の中にあり、管理が困難なので申請地に新設したい。除地については平成31年3月12日に県の同意を得ています。 番号2、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿、現況ともに田、面積9.89㎡。申請人氏名

事務局	〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番地、転用目的 墓地、施設 墓地、転用理由は、現在の墓地は、離れた山林の中にあり、管理が困難なので申請地に新設したい。除地については平成31年3月12日に県の同意を得ています。 以上の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第2項第2号に規定する「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない場合の代替性なし」に該当するものと考えます。 以上ご審議よろしくお願いいいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。21番若槻委員
21番	21番若槻が補足説明をさせていただきます。●●●●。□□と■■のちょうど境のところにあり、▽▽という集落があります。その中央あたりの左に入りましたら入口にあるのが〇〇宅でございます。家の裏が急な崖になっておりまして、その中腹あたりに現在の墓がありまして、道も小さい道しかありません。現在△△さんお一人で暮らしておられまして墓へ行くのも大変だという事でございます。△△さんの▼▼さんは亡くなられて、▼▼さんの▲▲さんと●●さんが現在□□□□でお暮しになっておられまして、今回●●さんが申請をするという案件でございます。家の隣に畑がありましてそこを墓地にしたいという事でございます。よろしくお願いいいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次、議案第3号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 32番 福本委員
32番	番号2について32番福本が補足説明させていただきます。場所ですが、□□から■●●●を▽▽▽▽方面へ▲▲▲▲の、山の奥停留所から約100m行ったところです。〇〇さんのところの墓自体がかなり遠方にありまして、その墓への道も近所の人の土地を歩いていくようなところにありまして〇〇さんの家のすぐそばへ移転したいということでございます。何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いいいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号2について質疑に入ります。質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号2について承認することに決しました。
事務局	次、議案第4号農地利用集積計画の承認についてを上程いたします。所有権移転です。事務局説明してください。 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画

事務局	の決定について意見を求める」令和元年5月22日提出 奥出雲町農業委員会 番号1、農地の所在、□□□□番、地目、登記簿、現況ともに畑、面積 3,762 m²、内容は所有権移転です。所有権を移転する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地、経営面積はご覧の通りです。所有権の移転を受ける者の氏名、公益財団法人しまね農業振興公社、所在地、松江市黒田町 432 番地 1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は、畑、売買価格につきましては、総額 1,015,700 円です。移転の時期 令和元年5月22日、支払い方法 口座振込、支払期限 令和元年6月30日 番号2、農地の所在、□□□□番、地目、登記簿、現況ともに畑、面積 2,967 m²、内容は所有権移転です。所有権を移転する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地、経営面積はご覧の通りです。所有権の移転を受ける者の氏名、公益財団法人しまね農業振興公社、所在地、松江市黒田町 432 番地 1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は、畑、売買価格につきましては、総額 801,000 円です。移転の時期 令和元年5月22日、支払い方法 口座振込、支払期限 令和元年6月30日 この案件につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業として実施する所有権移転です。農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しており、要件を満たしているものと考えます。なお、県の農地中間管理機構であります、「公益財団法人しまね農業振興公社」の同意も得ております。ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1、番号2について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。38番高橋委員
38番	38番高橋が補足説明させていただきます。畑でございまして、□□の■開パイでございまして、△△集落にございます。お二方とも土地が隣接しております。○○さんですが、□□□から■方面に行きますと200mくらいのところに左手に乳牛の牛舎があるところの反対の道に入りますと●●集落でございます。600mくらい行ったらところに集会所がありまして、さらに200m先の左手に○○さん宅がでございます。今は▼さんもういらっしゃらないですし、▲さんもう▽のほうにおられますしご自宅には○○さんお一人だという事でございます。年もとったし足も悪いという事でございます。牛を飼っていらっしゃるときは多少開パイを使われて牧草を作ったという事を聞いております。それから△△さんですが、▲集落になります。□□前から●●●方向に県道を150mくらい行きますと十字路を左に100mくらい行ったらところに右手に▽▽▽がありましてその向かい側に■さん宅がでございます。その町道をまっすぐ行きますと、国道に突き当たります。△△さんの説明の時の国道と同じ道になります。■さんは数年前に病気をされて長らく入院をしておられたという事を聞いております。開パイはやっただけでも自分で耕作しておりませんで、以後農業公社さんのほうにお世話になって土地を管理して維持していたという事でございます。ご承認よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 次、議案第4号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか

議長	(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号2について承認することに決しました。 次、議案第5号農地利用集積計画の承認についてを上程いたします。利用権設定です。事務局説明してください。
事務局	議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」令和元年5月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1 農地の所在 □□□□番、外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 499㎡他合計3393㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ●●●● △△△△番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は4年9ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米53キロ 総額玄米150キロです。 番号2 農地の所在 □□□□番、外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 685㎡他合計4275㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ●●●● △△△△番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は7273円 総額20000円です。 番号3 農地の所在 □□□□番、地目 登記簿現況ともに田 面積は1750㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ●●●● △△△△番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号4 農地の所在 □□□□番、外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積2151㎡他合計6834㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ●●●● △△△△番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は13000円です。 番号5 農地の所在 □□□□番、外1筆 地目 登記簿現況ともに畑 面積は429㎡他合計493㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ●●●● △△△△番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 使用貸借です。 番号6 農地の所在 □□□□番、外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は3249㎡他合計10999㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ●●●● △△△△番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 終期は令和2年3月31日です。10a 当たりの賃借料は10000円です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全の農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第5号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。19番和久利委員
19番	和久利が説明させていただきます。場所でございますが□□□□から■■自治会に行く途中ですが■■■川が流れております。■■■川を挟んでこの圃場が二つございます。○○さんのお宅もすぐ近くでございます。田んぼもすぐ近くです。再設定でございますので問題はないと思います。

19番	宜しく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号1について承認することに決しました。 次、議案第5号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 31番大坂委員
31番	31番大坂が担当でございますので、番号2について補足説明させていただきます。〇〇〇〇さん、△△△△さんともに■■■の方でございます。家も隣同志でございます。受け手の△△△△さんは現在■■■■にお勤めでございますが熱心に農業に取り組んでいらっしゃいます。場所ですが、□□公民館の横、■■農道が通っております。その公民館から2.5キロ行ったところに申請地の圃場がございます。△△△△さんの田と〇〇〇〇さんの田は隣接しております。管理のされておりますし、再設定でもございますし、心配ないかと思っております。よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号2について質疑に入ります。再設定です。 利用権設定です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号2について承認することに決しました。 次、議案第5号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。 34番 嵐谷委員
34番	3番について34番嵐谷が説明させていただきます。〇〇さんは□□の■■■集落、△△さんは▽▽集落でございます。この□□□□という場所は〇〇さんのところからは1000mくらい離れておりまして△△さんの家の前でございます。前から機械作業が面倒だという事がありまして、話し合いができたということです。5年という事でございます。よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号3について質疑に入ります。新規です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号3について承認することに決しました。 次、議案第5号番号4と番号5は受け手が同じですので一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 43番 内田委員
43番	43番内田が説明させていただきます。□□地区の■■集落でございまして〇〇さん、△△さんひつついたような隣同士でございます。書いてありますように〇〇さんは●●●●にお住まいで、空き家になっております。隣の△△さんが既に田んぼのほうは耕作していらっしゃいます。再設定で

43番	ございます。問題はないとおもいます。次の畑ですが、庭のほうにある小さな畑でございます。この度一緒に△△さんが管理をして菜園として利用するという事でございますので、なにとぞよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号4と番号5は受け手が同じでして再設定と新規でございます。先ほど説明がございましたように、畑を新規で作りたいということですので一括質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号4番号5について一括承認することに決しました。
15番	次、議案第5号番号6について担当委員の補足説明をお願いいたします。 15番 藤原委員 15番 藤原です。□□から■、そして▽▽に入りましてはじめての集落が▲▲という集落でございます。この再契約水田は△△常会にございます。□□□□がでございます。その前に広がる圃場整備済の水田でございます。〇〇さんの実家と▼▼さんは隣同士です。平成20年の4月の新規契約から今回で3回目の再契約でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号6について承認することに決しました。
農政G	次、議案第6号 奥出雲町農業振興地域整備計画の変更について を上程いたします。担当課から説明をいただきます。 農業振興課 農政グループの山田でございます。今年度初めてでございますけれども、奥出雲農業振興地域整備計画の変更理由書という事で、お手元に資料をご用意させていただいております。今回は、除外、用途区分変更の二つでございます。まず除外ですが、申請は20件で筆数に22筆面積で2932㎡です。1ページの表がございすが変更理由別の面積が出ております。概要としましては公共施設用地ということで耐震性貯水槽1件、住宅用地として2件、携帯アンテナ基地局3件、墓地6件、車庫・駐車場関係が5件、進入路が2件、資材置場が1件と申請内容になっております。資料の4ページ、5ページが申請の一覧となっております。8ページから27ページが位置図、構図、28ページから47ページが利用計画図、でございます。それでは4ページ5ページについて読み上げさせていただきます 整理番号1 □□□□番 畑 58㎡ 土地所有者、事業計画者ともに ○○○○ 理由 車庫 整理番号2 □□□□番 畑 354㎡内4㎡ 土地所有者 ○○○○ 事業計画者 ▲▲▲▲ 理由 携帯電話アンテナ基地局 整理番号3 □□□□番 田 5056㎡内6㎡ 土地所有者 ○○○○ 事業計画者 ▲▲▲▲ 理由 携帯電話アンテナ基地局 整理番号4 □□□□番 畑 105㎡内10㎡ 土地所有者、事業計画者ともに ○○○○ 理由 墓地

農政G	整理番号5 □□□□番 畑 109㎡ 土地所有者 ○○○○ 事業計画者 ▲▲▲▲ 理由 進入路
	整理番号6 □□□□番 畑 129㎡内16㎡ 土地所有者、事業計画者ともに○○○○ 理由 墓地
	整理番号7 □□□□番 畑 33㎡ 土地所有者 ○○○○ 事業計画者 ▲▲▲▲ 理由 車庫
	整理番号8 □□□□番 田 2897㎡内32㎡ 土地所有者、事業計画者ともに○○○○ 理由 進入路
	整理番号8 □□□□番 田 478㎡内160㎡ 土地所有者、事業計画者ともに○○○○ 理由 進入路
	整理番号9 □□□□番 畑 71㎡内8㎡ 土地所有者 ○○○○ 事業計画者 ▲▲▲▲ 理由 宅地拡張
	整理番号10 □□□□番 田 913㎡ 土地所有者、事業計画者ともに○○○○ 理由 事務所駐車場
	整理番号11 □□□□番 田 400㎡内191㎡ 土地所有者 ○○○○ 事業計画者 ▲▲▲▲ 理由 耐震性貯水槽
	整理番号12 □□□□番 田 1854㎡内12㎡ 土地所有者 ○○○○ 事業計画者 ▲▲▲▲ 理由 携帯電話アンテナ基地局
	整理番号13 □□□□番 田 294㎡ 土地の所有者 ○○○○ 事業計画者 ▲▲▲▲ 理由 車庫
	整理番号14 □□□□番 田 211㎡内10㎡ 土地所有者、事業計画者ともに○○○○ 理由 墓地
	整理番号15 □□□□番 畑 21㎡ 土地所有者 ○○○○ 事業計画者 ▲▲▲▲ 理由 墓地、進入路
	整理番号16 □□□□番 田 456㎡内10㎡ 土地所有者、事業計画者ともに ○○○○ 理由 墓地
	整理番号17 □□□□番 畑 307㎡ 土地所有者、事業計画者ともに○○○○ 理由 資材置場
	整理番号17 □□□□番 畑 91㎡ 土地所有者、事業計画者ともに○○○○ 理由 資材置場
	整理番号18 □□□□番 田 556㎡ 土地所有者、事業計画者ともに○○○○ 理由 農機具・物置
	整理番号19 □□□□番 田 81㎡ 土地所有者 ○○○○ 事業計画者 ▲▲▲▲ 理由 車庫
	整理番号20 □□□□番 田 267㎡内10㎡ 土地所有者、事業計画者ともに○○○○ 理由 墓地
	以上除外、用途区分変更について説明させていただきました。
議長	担当課の説明が終わりました。除外申請が出ておりますので各地区担当地域内を精査していただいて一括質疑を受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします それでは質疑に入ります。ございませんか。
13番	10番の川角さんですが、これは新しく事業をはじめられるんでしょうか 基盤整備も済んでるし、第1種農地となっているようですが、
農政G	これは追認でございます。はい。6ページをご覧ください。⑤の土地改良事業との関係というところを見ていただきますと、昭和51年から昭和61年に■■地区県営圃場整備事業が入っておりますので事業完了年度から8年経過しておりますので問題はないと思います。
議長	局長さん、追認がある場合は事前にわかるようにしてください

事務局	はい。
13番	問題ないんですね。わかりました。
議長	あんまり追認が多いようですが、先代がしたことでわからなかったから今整理をするという事で顛末書ならいいですが、とりあえずやってあとから顛末書だわというようなものは望ましくないなと思います。 他に質疑はございませんか。用途区分変更についても質疑ございませんか。 (はいの声) 質疑がないようですので採決を行います。議案第6号 奥出雲農業振興地域整備計画の変更について、承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号奥出雲農業振興地域整備計画の変更について承認することに決しました。 以上、上程いたしました議題はすべて終了いたしました。 次、その他について事務局からお願いいたします。
事務局	失礼します。何点かお話をさせていただきます。 活動記録簿についてですが、いろいろと書き方など苦慮していらっしゃるようで大変申し訳ありません。4月分からこの日誌を書いていただいて、総会時に提出していただいておりますが、いろいろご意見もいただいております。今後用紙を変更したり、月報という形をとらせていただくかもしれません。こちらで検討させていただきまして変更がございましたら皆様にお知らせをさせていただきたいと思います。5月分につきましては今までの用紙にご記入いただきたいと思います。 お手元の資料のカラー刷り、2019語り部交流会inしまねという事で主催は県と土地改良事業団連合会、協賛団体として奥出雲町、奥出雲町農業遺産推進協議会 という事でございます。全国を回っているこの交流会ですが、今年は島根という事で会場が奥出雲町でございます。来月6月29日にカルチャープラザ仁多で行われます。ご案内をさせていただきました。 先月総会で、令和2年度県農業農村施策に対する提案という事でお配りしまして、今月10日を締め切りに皆様方にご提出いただきました。ありがとうございました。今日、この後の農振部会でまとめさせていただいて今月中に県の農業会議のほうに提出しようと思っております。最終決定した内容につきましては来月の総会でお配りしたいと思っております。 今回第3号で空き家付き農地の第1号が承認されましたが、ちょこちょこ引き合いが出ておりまして、今現在蔵屋地区、角、三成の矢谷のほうからお話が来ております。また担当地区の委員さん、推進委員の皆様には、現地確認を事務局も一緒に参りますので、日程調整のほうさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 昨年度から各地区に活動助成金という事で1万円お渡しをしております。この後農振部会のほうで各地区代表の方に今年度の活動資金をお渡しいたします。有効に利用していただきたいと思います。宜しくをお願いいたします。 事務局からは以上です。
議長	来月の総会は6月24日です 6月～9月までクールビズですのでよろしくお願いいたします。 お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 15番 ⑩

議事録署名委員 16番 ⑩